

事 務 連 絡
平成22年11月11日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
担 当 係 長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課
財 政 第 2 係 長

平成22年度国民健康保険におけるエイズ予防に関する
知識の普及啓発の実施について

平成22年度におけるエイズ予防に関する知識の普及啓発の実施に係る国民健康保険特別調整交付金については、平成22年11月11日保国発1111第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に定める交付基準に基づき申請を行うこととしているところであるが、平成22年度の交付申請等については、下記の事項に留意のうえ、保険者への指導方よろしくお願いしたい。

記

「エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施」について

今年度においても、エイズ予防に関する知識の普及啓発についてのパンフレット等の作成・購入を行った保険者に対し、交付基準の（申請の要件）①に示すとおり、特別調整交付金の交付を予定しているところであるが、各都道府県内保険者に対しては、効果的な普及啓発が図られるよう関係主管部局等と連絡を密にするとともに、パンフレット等の作成・購入の際には、（別添）の「エイズ広報を行う際の留意事項」に留意するよう周知方よろしくお願いしたいこと。

また、交付基準の（申請の要件）②に該当する保険者については、別紙1及び2を作成のうえ、あらかじめ厚生労働省に平成22年12月17日までに提出すること。

なお、一般住民を対象とした事業に係る費用については、一般会計等から応分の費用負担を求めることが適当であること。

平成 2 2 年度 エイズ予防に関する知識の普及啓発事業の対象経費見込額内訳（エイズ予防に関するパンフレットの作成経費は除く）

(保険者名)

年間平均人口 (平成 22 年 1 月～ 12 月)	国保年間平均被保険者数 (平成 22 年 1 月～ 12 月)	国民健康保険加入率 (小数点以下第 3 位四捨五入)
人	人	%

事業内容	対象経費額	エイズ予防に関する知識の普及啓発事業の積算内訳
合 計		

都道府県番号			保険者番号		
--------	--	--	-------	--	--

(記入上の注意事項)

- 「事業内容」欄には、エイズ予防講習会、エイズ予防教室等事業毎に具体的に記入すること。
- 「対象経費見込額」欄には、実施計画段階での事業見込額を記入すること。なお、一般会計等から費用負担がある場合には、その額を () 書きで別掲とすること。
- 「エイズ予防に関する知識の普及啓発事業の積算内訳」欄には国保特会に計上されている額及び一般会計等から費用負担がある場合には、その額を () 書きで別掲として記入すること。また、国保被保険者以外も除外せず行われる対象事業については、国保加入率で按分すること。(小数点以下四捨五入) ただし、按分率で算出した額以下の額を国保特会に計上している場合はその額とすること。

平成 22 年度 エイズ予防に関する知識の普及啓発事業の対象経費見込額内訳 (エイズ予防に関するパンフレットの作成経費は除く)

(保険者名)

年間平均人口 (平成 22 年 1 月～ 12 月)	国保年間平均被保険者数 (平成 22 年 1 月～ 12 月)	国民健康保険加入率 (小数点以下第 3 位四捨五入)
386,296 人	102,302 人	26.48 %

事業内容	対象経費額	エイズ予防に関する知識の普及啓発事業の積算内訳
○○講習会 ・開催日： ・会場： ・内容： ・参加対象者：市内の高校生（国保被保険者以外を除外しない。）254人参加	37,804 円 (一般会計 127,196 円)	①講師謝金 105,000 円 × 26.48% = 27,804 円 (一般会計 77,196 円) (内訳：講師料 @ 30,000 円 × 3 回 = 90,000 円、旅費 15,000 円) ②テキスト代 10,000 円 (一般会計 50,000 円) ①+② 27,804 円 + 10,000 円 = 37,804 円
合 計	37,804 円	

都道府県番号	：	保険者番号	：	：
--------	---	-------	---	---

(記入上の注意事項)

- 「事業内容」欄には、エイズ予防講習会、エイズ予防教室等事業毎に具体的に記入すること。
- 「対象経費見込額」欄には、実施計画段階での事業見込額を記入すること。なお、一般会計等から費用負担がある場合には、その額を () 書きで別掲とすること。
- 「エイズ予防に関する知識の普及啓発事業の積算内訳」欄には国保特会に計上されている額及び一般会計等から費用負担がある場合には、その額を () 書きで別掲として記入すること。また、国保被保険者以外も除外せず行われる対象事業については、国保加入率で按分すること。(小数点以下四捨五入) ただし、按分率で算出した額以下の額を国保特会に計上している場合はその額とすること。

エイズ広報を行う際の留意事項(不適切な表現等)

患者・感染者を傷つけたり、差別、偏見を助長するような表現は避ける

◇エイズ撲滅、エイズ抑圧、エイズ根絶

→エイズ克服、エイズ蔓延の防止、エイズストップ、患者・感染者に対する差別と偏見の解消、という表現が望ましい。

◇エイズをたたきのめす、やっつける

→患者・感染者を排除しようとするイメージを与える。

◇エイズ汚染、エイズ禍、ウイルスをまき散らす

→患者・感染者が社会を汚しているというイメージを与える。

◇理性ある行動をとるべき、節度ある行動をとるべき

→患者・感染者はだらしがない人というイメージを与える。

◇ハイリスクの人、エイズ多発国の人、エイズ先進国

→危険なのは、人ではなくハイリスクな行動

◇(発病すれば)必ず(100%)死ぬ

→死は誰にも等しく起きる現象であり、エイズ特有のものではない(エイズ=死という概念そのものが間違っている。)

また、最近では治療方法・治療薬の向上等により慢性疾患的な意味合いも強くなってきている。

◇エイズの恐怖・魔の手、忍び寄るエイズ

→いたずらに恐怖心をあおる表現は避ける。

◇ホモ(正確にはホモセクシュアル)

→蔑称として使われることが多い。男性同性愛者又はゲイであれば適切。

◇レズ

→ホモとセットで蔑称として使われている。正確にレズビアン又は、女性同性愛者等とする。

◇多数との無防備なセックス

→相手が多数でなければ大丈夫という誤解を与える。

◇コンドームを使うのは男の役割

→コンドームはお互いの責任で使用するものであり、また、女子のコンドーム使用を阻害する可能性、女性用コンドームの使用を否定すること等につながる恐れがある。

◇「一般の」、「普通の」、「特別の」、「一般社会生活」、「普通の生活」

→セックスは日常生活の一部としてとらえることができるので、このような形容詞は誤解を与える可能性がある。